

# 60年超運転の規則決定

規制委5人中  
1人は反対

原発の60年超運転を可能とする原子炉等規制法（炉規法）などの改定に対応した審査手続きなどの関係規則について原子力規制委員会は30日の定例会で、

委員5人のうち4人の賛成多数で決定しました。炉規法の改定に反対した石渡明委員は関係規則にも反対しました。10月1日から認可申請を受け付けます。

5月の法改定で、原発の運転期間を「原則40年、最長60年」と炉基法で定めたルールは電気事業法に移され、規制委の審査などによる停止期間を運転期間

から除外することで、60年を超える運転が可能になりました。

制度は、運転開始から30年以降は10年以内ごとに劣化状況の点検などを記載した「長期施設管理計画」を策定し、規制委の認可を受けるというもの。

石渡委員は、2月の規制委臨時会で原発の60年超運転を可能にする政府方針に対応する制度案に対し「安全側への改定といえない」と反対を表明。30日の定例会でも「審査にか

かった時間を（運転期間に）加えることには反対」と述べ、「もともとの法案に反対した。残念ながら、これも認めることはできない」と

としました。

山中伸介委員長は「石渡委員は法案に反対を表明したこととの整合性で反対ということ。技術的な課題があるということではない」として、賛成多数で決定しました。